

## 【契約書別紙】

### 相澤東病院 指定訪問看護事業所が提供するサービスについての相談窓口

管理者代行	常田 由賀利
電 話	0263-33-2500
FAX	0263-37-5051
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時10分まで

### 1.相澤東病院指定訪問看護事業所の概要

#### (1) 事業所の名称・所在地等

事業所名	相澤東病院 指定訪問看護事業所
所在地	松本市本庄2-11-16
介護保険事業所番号	2010218515
通常の事業の実施地域	松本市

#### (2) 同事業所の職員体制

区 分	資 格	業務内容
管理者代行	常田 由賀利	管理業務
従事者	看護師、准看護師	訪問看護

#### (3) 営業日・休業日・サービスの提供時間

営業日・サービスの提供時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時10分
休業日	土・日曜日 祝日 盆休 年末年始

### 2.サービスの概要

#### (1) 提供するサービスの内容について

- ・健康相談
- ・在宅リハビリテーション
- ・日常生活の看護
- ・主治医の指示による医療処置
- ・介護相談
- ・福祉サービスの使い方相談
- ・認知症の看護
- ・終末期ケア等

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行

#### (訪問看護の内容)

相澤病院指定訪問看護事業所で提供するサービスは以下の通りです

- 病状観察    体の清潔保持の援助    食事（栄養）管理・指導

- 排泄の管理・介助      寝たきり・床ずれの予防・指導      健康相談  
療養・介護相談      医療処置（床ずれの処置・カテーテル類の管理・交換等）

(基本利用料)

	所要時間	基本単位	
		介護給付	予防給付
<input type="checkbox"/> 看護師による 訪問看護サービス	<input type="checkbox"/> 20分未満	<input type="checkbox"/> 266単位	<input type="checkbox"/> 256単位
	<input type="checkbox"/> 30分未満	<input type="checkbox"/> 399単位	<input type="checkbox"/> 382単位
	<input type="checkbox"/> 30分～1時間未満	<input type="checkbox"/> 574単位	<input type="checkbox"/> 553単位
	<input type="checkbox"/> 1時間から1時間30分未満	<input type="checkbox"/> 844単位	<input type="checkbox"/> 814単位

\* 1人の利用者につき1週間に6回を限度に算定する。

\* 訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住するご利用者さまに対し、訪問看護を行った場合は、所定単位数に90/100を乗じた単位数を算定します。

\* 訪問時のご利用者様の状態変化により、予定の所要時間を下回る場合、または超過した場合につきましては、都度ご説明をさせていただいた上で、訪問看護を要した時間でのご利用料金をいただきます。

(加算料金)

サービスをご利用になる際、基本利用料に加算されます。

特別管理加算

特別な管理を必要とすることご利用者さま（別表1参照）に対し、訪問看護を行う時にご負担いただきます

月1回	I	500単位
	II	250単位

緊急時訪問看護加算

・事前にご利用者さま又はそのご家族さま等から、24時間電話等により看護に関する相談や緊急の訪問看護を希望することご利用者さまにご負担いただきます。

月1回（緊急訪問看護加算II）	315単位
-----------------	-------

長時間訪問看護加算

・特別な管理を必要とすることご利用者さま（別表1参照）に対して1回の訪問が90分を越えるときにご負担いただきます。

週1回	300単位
-----	-------

### □複数名訪問看護加算 1

・複数名の看護師等が同時にお伺いし、サービスを行った場合にご負担いただきます

所要時間 30 分未満	254 単位
所要時間 30 分以上	402 単位

### □初回加算

・初回のご利用、または過去二月間、当事業所から訪問看護を受けなかった場合にご負担いただきます

月 1 回	I (退院当日に訪問した場合)	350 単位
	II (退院日以降に訪問した場合)	300 単位

### □退院時共同指導加算

・ご利用者さまが入院中に、入院している医療機関の主治医と、訪問看護師が共同で退院後の在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書でご利用さまにお渡ししたときにご負担いただきます

退院後初回訪問時に 1 回	600 単位
---------------	--------

### □ターミナルケア加算

・訪問看護師が主治医との連携のもと、在宅での終末期における支援体制をご案内したうえで、看護を提供したときにご負担いただきます

\*特別管理加算、緊急時訪問看護加算及びターミナルケア加算については、区分支給限度基準額の算定対象外とする。

### □実費 (亡くなられた後のケアについて)

・ご利用者さまのご家族が、亡くなられた後のケアを希望された場合、ご負担いただきます。

ケア料	1, 1000 円 (税込み)
-----	-----------------

### \*営業時間外の訪問について

早朝 (午前 6 時～午前 8 時)・夜間 (午後 6 時～午後 10 時) の訪問の場合は 25%増し、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) の訪問は 50%増しとなります。

\*介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦、介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を居住地の市町村役場の窓口にご提供し、差額の払い戻しを受けることができます。

### (別表 1)

#### \*特別な管理を必要とするご利用者さま

- I、①在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ②気管切開
- ③気管カニューレ使用

④留置カテーテル（胃瘻(いろう)、経鼻経管栄養、IVH等を含む）使用

- II、
- ①在宅自己腹膜灌流指導管理
  - ②在宅自己血液透析指導管理
  - ③在宅酸素療法指導管理
  - ④在宅中心静脈栄養法指導管理
  - ⑤在宅成分栄養経管栄養法指導管理
  - ⑥在宅自己導尿指導管理
  - ⑦在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
  - ⑧在宅自己疼痛管理指導管理
  - ⑨在宅肺高血圧患者指導管理
  - ⑩人工肛門、人工膀胱を設置している者
  - ⑪真皮を越える褥瘡の状態にある者
  - ⑫点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※下記は、本【契約書別紙】の内容が変更した場合に必要となります。

事業者

名称 相澤東病院指定訪問看護事業所  
(介護保険事業所番号 2010218515)

所在地 松本市本庄2丁目11番16号

管理者 宮田 和信 印

上記の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 印

(代理人氏名) 印

上記説明内容に変更があり、説明を受け了承いたしました。

変更内容

---

---

---

年 月 日

利用者氏名 印

(代理人氏名) 印

上記説明内容に変更があり、説明を受け了承いたしました。

変更内容

---

---

---

年 月 日

利用者氏名 印

(代理人氏名) 印